

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

昭和マテリアル株式会社

平成 2 1 年 3 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 昭和マテリアル株式会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 昭和マテリアル株式会社の審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

V . 審査判定表

I 昭和マテリアル株式会社の概要

1. 申請者名称・所在地 昭和マテリアル株式会社 代表者 五十嵐 閣
北海道岩見沢市上幌向町 542-7
2. 認定事業体 昭和マテリアル株式会社
3. 事業内容・業種 素材・製材・木製品建設資材の販売
土木建設資材販売

(認定対象業種) 素材（杭丸太）販売

4. 沿革・概要

昭和 33 年、五十嵐興一郎氏が岩見沢市元町において、杭丸太・電柱・橋桁材の専門業者「昭和木材商会」として個人開業。翌年、札幌営業所開設を経て、昭和 38 年、資本金300万円の(株)昭和木材商会に改組し、本社および製材工場が建設された。

その後、増資や事業拡大を繰り返し、平成 10 年、「昭和マテリアル株式会社」に社名変更。杭丸太、各種製材、ベニヤ類をはじめとする建築住宅資材、土木資材等の生産加工、住宅・ログハウス・大断面集成材等の木造建築などを取り扱う総合商社として、多種多様な需要に対応している。

現在の主な営業品目は、次の通り。

1. 杭丸太、各種製材品、ベニヤ類、各種型枠資材
2. 軟弱地盤に多数の杭丸太を打設する軟弱地盤の盛土安定のための「パイルネット工法」
3. 建築住宅資材、及び土木資材全般、パイルネット工法関連資材
4. 抜根、抜開物（産業廃棄物・一般廃棄物）のリサイクル関連業務
5. バークブロウ工法、ゼロエミッションに適応したチップ緑化（法面保護）工法
6. 建設業。主に一般住宅、ログハウス、大断面集成材及び木製トラス使用大型木造建築

【沿革】

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 昭和 33 年 4 月 | 五十嵐興一郎氏が昭和木材商会(岩見沢市元町)を開業。 |
| 昭和 38 年 10 月 | 株式会社昭和木材商会に改組（資本金 300 万円）。 |
| 昭和 54 年 3 月 | 本社事務所・工場を岩見沢市上幌向町に移転。 |
| 平成 4 年 5 月 | 建設業許可を受ける。 |
| 平成 6 年 9 月 | 資本金 3,080 万円に増資。 |
| 平成 7 年 2 月 | 全自動木材乾燥機設置。 |
| 平成 7 年 11 月 | 一般廃棄物処理業許可を受ける。 |

平成 8 年 2 月	一般廃棄物処理施設設置許可を受ける。
平成 10 年 5 月	昭和マテリアル株式会社に社名変更。
平成 11 年 5 月	産業廃棄物処分業許可を受ける。
平成 12 年 1 月	産業廃棄物処分業許可を受ける。
平成 12 年 3 月	産業廃棄物収集運搬業許可を受ける。
平成 17 年 7 月	一級建築士事務所登録。
平成 17 年 11 月	特定建設業許可を受ける。

【概要】

○創業	昭和 33 年 4 月 1 日
○設立	昭和 38 年 10 月 25 日
○資本金	3, 0 8 0 万円
○年間売上高	3 0 1, 7 1 3 万円(平成 18 年度)
○従業員数	62 名 (男子 53 名、女子 9 名)
○事業所	<p>〈岩見沢本社〉 所在地／岩見沢市上幌向町 5 4 2 番地 7 敷地面積／3 5, 4 8 1 m² 建物総面積／3, 5 7 4 m²</p> <p>〈札幌営業所〉 所在地／札幌市白石区本通 20 丁目北 2 番 45 号 敷地面積／1, 6 5 3 m² 建物総面積／3 9 3 m²</p> <p>〈苫小牧事業所〉 所在地／苫小牧市あけぼの町 1 丁目北 1 - 3 敷地面積／7, 1 2 1 m² 建物総面積／2 7 5 m²</p> <p>〈岩見沢エム・ビレッジ〉 所在地／岩見沢市 4 条 11 丁目 1 - 1 敷地面積／1, 7 8 7. 4 2 m² 構造／鉄筋コンクリート造 5 階 建物総面積／2, 0 9 7. 8 8 m²</p>

○主要取引先

〈原料入荷先〉

北海道森林組合連合会 日本製紙木材(株) 物林(株) 等

〈製品出荷先〉

大成建設(株) 清水建設(株) (株)大林組 等

○ J A S 認定証 北林検 第 91 号

① 認定の区分：製材

② 品目：構造用製材、造作用製材、下地用製材、
広葉樹製材

○合法木材供給事業者認定 道木連 第 27 号

【主要機械設備一覧】

機 種	台 数	機 種	台 数
ショベルローダー	4 台	水平型チップ機	1 台
タブグラインダー(木くず粉碎機)	3 台	集塵装置	2 台
トロメルスクリーン(木くず選別機)	1 台	チップ用ベルトコンベア	1 台
パワーショベル	4 台	ツインテーブル帯鋸盤操作盤	1 台
フォークリフト	6 台	ロータリーカットソー	1 台
バークブロー	1 台	円柱加工機	1 台
モルダー	1 台	中グリ機	1 台
自動皮剥き機	1 台	送材車・帯鋸機	1 台
皮剥き・先削り装置	2 台	フリーボール盤	1 台
テーブル帯鋸	2 台	シンクスー面砲盤	1 台
水平式横切機	4 台	丸棒加工機	1 台
搬入走行コンベア	1 台	トラックスケール	1 台
搬出ローラーコンベア	1 台	ケルヒヤー洗浄機	1 台
パネルソー	1 台	ナイフ研磨機	1 台
乾燥設備	1 基		

【木材・木製品の年間取扱実績】（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

原木(原料)入荷量 8, 492. 509 m³

素材出荷量(杭丸太) 8, 032. 302 m³

※原木入荷先は、石狩・空知支庁管内及び十勝・上川支庁管内の民有林(物林緑化(株)、日本製紙社有林、北海道森林組合連合会)。一部、信州カラマツも入荷している。

製品(製材)取扱量 7, 593. 198 m³

※うち製品仕入量4,593 m³、取扱品目は、ラミナ、土木資材(足場板・土留め板等)

5. 分別・表示管理体制の確立

昭和マテリアル株式会社は、原木土場及び加工場、製品の保管場所、在庫製品保管倉庫が設置され、原木及び製品は、用途別に分別管理されている。

認証林産物の取扱に関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別表示責任者」、各工程の担当者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し認証林産物の普及・PRに努めることとしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷管理計画書」及び「SGEC分別・表示管理体制表」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施するための体制を取っていることを確認した。

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ SGEC認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ SGEC認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ 品質管理等に関する内部規定
- ・ 決算報告書
- ・ 原木実績／仕入実績表、仕入先別仕入実績表、在庫表、総合実績表
- ・ ユーザー別販売高
- ・ 請求書等伝票類、SGEC認証材取扱台帳等帳票類

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 昭和マテリアル株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、橋場一行、宇佐美均の4名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年12月2日／審査申込

(内 容)

1. S G E C 分別・表示システム、及び全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

平成21年1月26日／書類確認及び現地確認

(場 所)

昭和マテリアル株式会社本社・原木土場・加工場・製品保管倉庫

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会専門審査員	橋場一行
同 認証審査センター	宇佐美均

(出席者)

昭和マテリアル株式会社 総務部

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 昭和マテリアル株式会社において事業の概要、現行の仕入れ・加工・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 既存の加工ライン、製品等保管庫における原料、製品の分別状況を確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

3月17日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社) 全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美均

(内 容)

1. 現地確認審査の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 昭和マテリアル株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「昭和マテリアル株式会社審査判定表（分別・表示）」の 12 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づいて、「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、昭和マテリアル株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書等の趣旨を徹底すること。（基準 3－5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－6）